

(一) 本委員会の推薦する委員及び選出委員の組織以前各企業主より推薦の後者ハ職工中ヨリ之ヲ選出スルコト

(二) 選考資格ハ年齢二十歳以上、勤続六ヶ月以上ノ者

(三) 指名委員ノ数ハ選出委員ノ数ヲ超ヘサルコト

(四) 選出委員ノ数ハ一人ニ付一人トシ以上一人ヲ超ユル毎二人ヲ増シ総

数人ヲ超エサルヘキコト

(五) 本委員会組織ノ一單位(工場又ハ職場)内ニ於テ一定数以上ノ組織セラレタ

ル職工ノ團體アリタルトキハ其團體ハ獨立ノ選挙区トナルコト

(六) 右ノ労働團體ニ属スル職工ヲ除キタル残余ノ職工カ一組織單位内ニ

於テ人ニ滿タサル場合ト虽一人ノ委員ヲ選出シ得ルコト

四、

(一) 本委員会ハ一年四回以上之ヲ開クコトヲ要シ其他必要ニ依リ臨時会ヲ開キ得ルコト

(二) 本委員会ノ決議ハ出席委員ノ多数決ニ依リ可不同意ノ場合ニハ議長之ヲ決スルコト

(三) 本委員会ハ労働條件並ニ保健衛生、危害防止、補償、互助共済

娛樂休養、風紀教育、其他福利増進事項ニ付企業主ノ諮問ニ依リ又

ハ自ら提案案ノ審査議調査シ其決議ヲ企業主ニ提出スルコト

(四) 要求條件

一、工場立憲制ヲ採用シ且團體交渉權ヲ確認スルコト

二、左ノ標準ニ依リ退職手当ヲ支給スルコト

(四) 要求條件

一、工場立憲制ヲ採用シ且團體交渉權ヲ確認スルコト

二、左ノ標準ニ依リ退職手当ヲ支給スルコト